

自主管理・自主点検 のすすめ

公衆浴場編

1 なぜ自主管理か？

自主管理とは、施設利用者に安心して利用していただくために、何が重要で、何を管理すればよいかを考え、日常業務において行う管理のことです。

環境衛生関係営業施設は、直接利用者の健康にかかわる業種であるため、施設の衛生と利用者の安全確保において、営業者の方々の責任は重大です。ひとたび、事故が発生すると、施設においても、営業的に相当なダメージになり、被害者にとっても肉体的・精神的な影響が残る場合が多いのです。事故による健康被害の発生は、予期できないことですので、日常の管理の中で、「異変に気づく」、「責任者や他の従業員に知らせる」、「適切に処理する」は重要です。

2 自主管理のポイント

大別して「施設・設備に対する衛生管理」と「従事者に対する衛生管理」のこの二つのポイントが大切です。仮に施設や設備の管理方法をしっかり決めていても、従事者にその方法を守る基本的な衛生知識が不足しては、それを維持していくことはできません。営業者の方はそれらに対し責任をもって取り組まなければなりません。日常業務における衛生管理とは何かを考えてください。一言に「自主管理」といっても、自分の施設をしっかりと把握しておかなければ、自分の施設にあった衛生管理の方法はみつきりません。

ポイントをしっかり押さえた衛生管理の方法を少しずつ積み重ねることにより、衛生的な施設・設備や質の高いサービスの提供が可能となり、従事者の衛生意識や向上心がより高まり、効率的に施設管理が行えるようになります。また、そうすることにより顧客を増やし、施設・設備の老朽化を防ぐことにもつながっていきます。

以上のような衛生管理を行うことにより、要約すると次のようなメリットが考えられます。

- **メリット1** 店内が清潔になり、施設利用者が安心して利用でき、苦情が減ります。
- **メリット2** 従事者の衛生意識が高まります。
- **メリット3** 日常的に、衛生管理を行うことにより、安全性が高まり、質の良いサービスが提供できます。

3 自主管理点検票について

自主管理点検票は、前記1、2を具体的に実践し、環境衛生関係事業者の衛生管理に対する意識の高揚を図ることを目的に、業種別に発行されています。

業種別の「自主管理点検票」は毎年、東京都からの受託事業である「環境衛生教育事業」の一環として、(社)東京都環境衛生協会から各地区協会の環境衛生自治指導員を通じて、理容所、美容所、クリーニング所、興行場、ホテル・旅館、公衆浴場などの協会に加入している全施設、全会員に配布されます。

4 公衆浴場自主管理点検票について

公衆浴場自主管理点検票は、下記のとおり全10項目になっており、このパンフレットでは、これらの点検項目をすべて表示し、そのうちの主要なものについて点検のポイントについて説明しています。

自主管理点検の方法は、「①毎月1回、日を決めて、開設者又は管理者が自らの責任で点検すること。②点検票の各項目について、適は○、不適は×を記入し、該当しないものは／をすること。」となっています。

公衆浴場自主管理点検票（平成17年度）

施設名称： _____ 所在地： _____ 営業者名： _____

No.	項目	内 容	点検月日 (月/日)						
			/	/	/	/	/	/	/
1	採光・照明 換気・排水	・施設内は照明、採光、換気等を十分に行っているか。 ・照明器具、空調機、換気扇、扇風機は、適宜点検、清掃しているか。 ・洗い場等の排水は良好か。							
2	施設の清潔	・浴室、脱衣室、便所等は、毎日1回以上清掃し、清潔にしているか。 ・洗いおけ、腰掛け、足拭きマット等は、毎日洗浄又は交換し清潔にしているか。							
3	浴槽一般	・浴槽水は、常に満杯状態を保っているか。 ・浴槽は毎日換水し、清掃を行っているか。 ・浴槽剤は、衛生及び安全に支障のないものを使用しているか。							
4	貯湯槽	・貯湯槽は破損、内部の汚れがないか。 ・貯湯槽内の湯は、60℃以上の保持または塩素系薬剤による消毒を行っているか。							
5	ろ過器等	・ろ過器等の逆洗浄・消毒は週1回以上行っているか。							
		・集毛器は毎日洗浄しているか							
		・浴槽水は塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度 0.4mg/l 以上に保っているか（これにより難い場合は、他の消毒方法と併用）。							
		・レジオネラ属菌の検査を年一回以上行っているか。結果は不検出（10 CFU / 100 未満）か。							
		・入浴設備の管理記録、水質検査結果等を、3年間保持しているか。							
6	浴槽・蒸し 機・サウナ	・浴槽、サウナ室内の温度計は、適正に作動しているか。 ・見やすい場所に入浴上の注意事項が掲示してあるか。							
7	飲料水	・入浴者用飲料水は、水質基準に適合しているか。							
8	貸与物 物品販売等	・くし、タオル、パンツ等を入浴者に貸与する場合は、清潔なものを貸与しているか。 ・貸与物は管理しやすい場所に保管し、使用前のものと使用後のものを区分しているか。							
9	善良な風俗	・善良な風俗を害するおそれのある文書、絵画、写真、物品等を掲示していないか。 ・10歳以上の男女を混浴させていないか。							
10	届出	・構造設備、管理者等に変更があった場合、保健所長に届け出ているか。							

(注) 実物の点検月日欄は12ヶ月分となっています。